

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱

1 法律の廃止

次の法律を廃止するものとする。

- (1) 郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）
- (2) 郵便事業株式会社法（平成 17 年法律第 99 号）
- (3) 郵便局株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）
- (4) 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律（平成 21 年法律第 100 号）

（第 1 条関係）

2 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備

次の関係法律の規定の整備を行うものとする。

- (1) 水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）
- (2) 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）
- (3) 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和 23 年法律第 142 号）
- (4) 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和 24 年法律第 91 号）
- (5) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）
- (6) 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）
- (7) 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）
- (8) 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）
- (9) 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）
- (10) 郵便切手類模造等取締法（昭和 47 年法律第 50 号）
- (11) 郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和 24 年法律第 213 号）
- (12) お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）
- (13) 郵便物運送委託法（昭和 24 年法律第 284 号）
- (14) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
- (15) 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）
- (16) 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）
- (17) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
- (18) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- (19) 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）
- (20) 勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）
- (21) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）
- (22) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）
- (23) 民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）
- (24) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）
- (25) 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 78 号）
- (26) 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）
- (27) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成 17 年法律第 101 号）
- (28) 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号）
- (29) 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 115 号）

- (30) 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 75 号）
- (31) 株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）
- (32) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
- (33) 所得税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 23 号）
- (34) 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律（平成 21 年法律第 100 号）
- (35) 郵政改革法（平成 22 年法律第 号）
- (36) 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）
- (37) 総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）

（第 2 条～第 3 3 条関係）

3 附則

(1) 施行期日

この法律は、一部を除き、郵政改革法の施行の日（平成 2 4 年 4 月 1 日）から施行するものとする。

（附則第 1 条関係）

(2) その他

1 の法律の廃止及び 2 の関係法律の規定の整備その他関係法律の施行に伴う所要の経過措置を定める。

（附則第 2 条～第 2 2 条関係）